

議案第 3 号 平成 29 年度事業計画案承認の件

第 1. 基本方針

公嘱協会制度が岐路に立たされている。平成 29 年 3 月に開催された関東ブロック管内公嘱協会の協議会において、公嘱協会制度の存続を共通認識としながらも、多数の協会から「嘱託登記事件の発注減少」という厳しい現状が報告された。

一方、国土交通省が取りまとめた「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という）では、公共事業等の阻害要因となっている相続をはじめとする未登記等の解消のため、**相続人調査、財産管理制度等において司法書士の活用**を明記している。

もはや嘱託登記事件のみの受託を目指しても、需要とのマッチングが困難なことは明らかである。当協会は、**嘱託登記事件に加え、未登記処理という一連の業務の受け皿**であることを官公署等に対して広報し、受託拡大を目指していきたい。そのためには、現行司法書士法において、**公嘱協会はどのような受託が可能であるかを研究**し、未登記処理における受託スキームの構築を目指していきたい。

受託拡大のためには、当協会を知っていただく**広報事業が重要**である。平成 28 年度は、公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「土地家屋調査士協会」という）との共催で「しずおか未登記シンポジウム」を開催し、未登記の弊害、解消の必要性を訴え、多くのメディアで取り上げていただいた。また、浜松市に対し、「除かれた戸籍の附票の証明可能期間制限に反対する意見書」を本会とともに提出した。これらの対外的な活動を通して、当協会の認知度は格段に向上したと感じている。平成 29 年度においては、**要望・意見等を可能な限り発信**すること、前記**ガイドラインに関する講座の開催、KOSHOKU LETTER 等の広報ツールの最大限の活用**などを通じて、当協会の広報に努めたい。また、**土地家屋調査士協会との関係を更に強化**し、官公署における相談等を的確に受ける体制の構築を目指していきたい。

対内的には、「**入会しやすい組織**」と「**適正配分とその管理**」を重点事業とする。前者として、入会金規定を廃止し、試験的に導入した所有権移転登記の単価が 1 万円未満の単価契約及び登記事務委託契約の事件の定率会費を現行通り 10% とする。後者として、事件数の多い浜松地区において事件配分に関する説明会を開催するとともに、事件管理システムの導入並びに本会と事務局体制の協議を行う。

以上の基本方針を中心に公嘱協会制度の維持・発展のための活動を展開する。社員各位のご協力とご参加をお願い申し上げたい。

第2 個別事業

1. 未登記解消事業

(1) 所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドラインの活用

平成29年3月、国土交通省において、所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のための市区町村等の職員向けガイドライン（以下「ガイドライン」という）が改訂され、バージョンアップした。一方、平成29年3月に当協会が県内官公署に対して実施したアンケートでは、ガイドラインは十分に浸透していない現状が明らかになっている。平成28年度に実施できなかったガイドラインに関する官公署向け講座を開催し、司法書士の活用の広報とともに未登記問題の解決に積極的に取り組む。

(2) 県内市町に対する除かれた戸籍の附票の証明可能期間に関する要望

相続登記の推進、所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索において、除かれた戸籍の附票等は重要であるが、法令上の保存期間（5年）を経過すると破棄又は証明しない自治体が全国的に増加している。そこで、本会、政治連盟と協働し、県内市町に対し、戸籍の附票の証明可能期間に関する要望を行う。

(3) 未登記解消及び業務拡大の研究

未登記解消及び受託拡大のため、受託可能な業務、職務上請求の活用の研究を行う。また、必要に応じて本会、日本司法書士会連合会に対し、公嘱協会の権利能力に関する意見を求める。

2. 受託推進活動

(1) 官公署へのアプローチ

官公署に対し、平成29年3月実施のガイドラインのアンケート結果を配布し、相続人調査をはじめとする受託推進に取り組む。

- ① 相続人調査等の受託推進
- ② K O S H O K U L E T T E R の配布
- ③ 出前講座の案内
- ④ 登記アドバイザー制度活用の広報

(2) 入札対応

「勝てる入札」を試み、引き続き過去の入札情報を元に適時・的確な入札対応を行う。他県への入札事件にも可能な限り対応する。

(3) 相続人調査事業の推進

東部地区を中心に、相続人調査業務が増加している。受託拡大を目指し、他地区への浸透を図る。

- ① ダブルチェック体制をはじめとする調査体制の構築
- ② 受託社員の応募及び配分方法の構築

(4) 土地家屋調査士協会との関係強化

多くの事件受託をしている土地家屋調査士協会に対し、共同事業開催等の意見交換を通じて関係を強化することで、官公署からの相談を的確に受ける体制構築を目指す。

3. 組織運営

(1) 理事合議、委員会の運営

- 理事合議・・・適宜開催
- 総務委員会・・・事務局運営、総務、経理関係
公嘱協会の業務拡大の研究
- 広報委員会・・・広報全般、ガイドラインの周知活動
- 配分委員会・・・事件配分への対応
- 入札委員会・・・入札事件への対応
- 研修委員会・・・社員向け研修会、出前講座事業

(2) 事件配分の適正管理

- ① 配分委員の選定及び配分運営の管理
- ② 浜松地区等で事件配分に関する説明会の開催
- ③ 配分委員に対する通信費（配分1回500円）の支給

(3) 会費制度

- ① 入会の促進
入会の促進を図るため、定款上の入会金規定を廃止する。
- ② 1万円未満の事件の定率会費
現在の会費制度を継続するため、所有権移転登記の単価が1万円

未満の単価契約及び登記事務委託契約の事件の定率会費を10%に恒久化する定款変更を行う。

(4) 広報活動

① 対外広報

KOSHOKU LETTERの発刊

ホームページ、Facebookを定期的に更新

② 対内広報

THE KOSHOKU TIMESを定期的に発刊

COMPASS及びメーリングリストの積極的活用

(5) 事務局運営

① 公嘱管理システムを導入し、事務効率化を図る

② 職員体制に関する本会との協議

(6) 研修事業

① 内部研修会の開催（嘱託登記に関連する研修を2回開催）

② 出前講座の充実化